

平成 20 年度監察結果の概要

平成 21 年 3 月
国土交通省
大臣官房監察官室

実施状況

公共工事における不正行為防止等及び公共工事の品質確保並びに随意契約の適正化等についての取組状況を把握するため、以下の監察事項について地方支分部局等を対象に、平成 20 年 6 月から 11 月にかけて現地監察を実施した。これらの現地監察を踏まえてとりまとめた平成 20 年度定期監察結果の概要は以下のとおり。

(監察事項)

- I 公共工事における入札契約事務に係る不正行為防止対策及び随意契約の適正化に関する取組の状況
- II 公共工事の品質確保に係る取組の状況
- III 随意契約の適正化及び業務運営方法の見直しに関する取組の状況

(対象機関)

(監察事項 I、II)

東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局（開発建設部）

(監察事項 III)

北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、中国運輸局、四国運輸局

I. 公共工事における入札契約事務に係る不正行為防止対策及び随意契約の適正化に関する取組の状況

1. 報 告

(1) 総 論

公共工事等の発注事務が適正に行われるためには、入札契約事務に係わる職員が高い法令遵守の意識を持ち、法令等に則って適確に契約事務が実施されるとともに、その透明性、競争性の確保への取組が重要である。

このため、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局（開発建設部）（以下「地方整備局等」という。）における入札契約手続きにおける不正行為防止に関する取組状況及び随意契約の適正化に関する取組状況について監察した。

(2) 公共工事における入札契約事務に係る不正行為防止対策に関する事項

1) コンプライアンスに関する研修・講習の実施状況

すべての地方整備局等において、研修計画に基づき階層別研修でコンプライアンスに関する講義を実施するとともに、専門研修でも、必要に応じて、コンプライアンスに関する講義を実施していた。また、北海道開発局、近畿地方整備局、沖縄総合事務局開発建設部においては、すべての研修についてコンプライアンスに関する講義を実施していた。

コンプライアンスの徹底を目的とした講習会等については、全職員が対象となるよう対象職員や開催事務所等工夫して本局及び事務所において順次実施されていた。

2) 発注者綱紀保持規程の周知と徹底

① 発注者綱紀保持マニュアルの周知等

すべての地方整備局及び北海道開発局において、発注者綱紀保持規程、同マニュアルを制定・作成している。また、職員に対しては、メール等を通じて周知するとともに、その全文をイントラネットに掲載していた。また、職員の行動規範、遵守すべき事項などを記載した携帯用カードについては、現地監察に際して確認したところ、各職員が常時携帯されていることが確認できた。

また、すべての地方整備局及び北海道開発局では、発注者綱紀保持規程

及び同マニュアルをインターネットに掲載していた。

② 職員からの通報窓口（内部、外部）の設置、周知

すべての地方整備局及び北海道開発局では、発注者綱紀保持規程を改訂し、職員からの通報を受け付ける「コンプライアンス窓口」（内部及び外部）を設置していることが確認できた。また、メール等を通じて職員へ周知するとともにイントラネットに外部窓口の連絡先等を掲載していた。

3) 地方整備局等における入札契約手続の実施状況

① 補助者の任命について

入札契約事務に従事する職員に対しては、補助者任命書又は補助者任命簿により予算執行職員としての任命を行うことが必要である。一部の地方整備局においては、補助者の任命を行っていない事例が見られたが、本監察を踏まえ、適切な任命手続が行われるよう改められた。

② 予定価格関係書類の作成及び保管状況

地方整備局等においては、支出負担行為担当官等が予定価格調書を自ら作成しており、予定価格の積算調書の作成及び審査については、会計事務取扱細則に基づき任命された補助者が行っていることが確認できた。

(i) 予定価格の積算調書については、担当職員が担当者用のパスワードにより積算システムに接続し積算作業を行っていることが確認できた。

予定価格の積算調書作成に必要な設計書、仕様書等の関係書類については、施錠可能な机や保管庫等に保管しており、また、出力した積算データについては、確認後に速やかに事務室内の裁断機で廃棄処理を行っており、適正に保管・管理されていることが確認できた。

(ii) 請負工事費計算書については、作成時期を調整し、予定価格調書の作成日の直前に担当課長等が管理者用パスワードにより積算システムに接続し作成していることが確認できた。また、保管に当たっては、積算担当課長等が管理する施錠可能な机や金庫等に適正に保管されていることが確認できた。

(iii) 予定価格調書については、支出負担行為担当官等が予定価格を記入し封印した後に、契約担当課長が請負工事費計算書と併せて事務室内の金庫に保管していることが確認できた。

③ 積算担当課における入室制限等の措置状況

地方整備局等においては、積算担当課の執務室の入り口に入室制限を告知する掲示を行うとともに、応接用のカウンター等を設けて、事業者等の外来者の入室制限や対応制限等を行っており、情報漏洩の防止に努めていることが確認できた。

(3) 随意契約の適正化に関する事項

1) 契約方式の見直し

① 競争性のある契約方式への移行

随意契約については、「随契見直し計画」（平成18年6月策定、平成19年1月改訂）、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日）、「国土交通省における随意契約の総点検、見直しについて」（平成19年12月26日）と累次にわたる見直し方針が示されている。

監察の結果、平成19年度においては、地方整備局等における建設コンサルタント業務等に係る契約について、競争性のない随意契約は大幅に減少し、競争入札等による契約が件数で79.1%、金額で85.2%と大半を占めていることが確認できた。

また、所管公益法人等との契約をみると、企画競争による契約が全体に占める比率は件数で11.5%、金額で7.3%と、ともに前年度から増大し、また新たに導入された公募方式は件数で57.9%、金額で72.0%と過半を占め、競争性のある契約方式の導入への取り組みが確認できた。

平成20年度の契約（第1四半期の状況）については、競争入札等の全体に占める比率は件数で75.5%金額で78.6%となっている。このうち、公募方式の占める比率は件数で0.4%、金額で0.3%と大幅に減少し、企画競争については、それぞれ24.6%、44.8%と大きく増大している。

また、所管公益法人等との契約については、企画競争によるものが件数で83.9%、金額で91.4%と大半を占め、公募方式はそれぞれ0.2%、0.1%に止まっている。なお、建設弘済会とは公募方式で契約したものは無い。

② 各契約方式の点検

(i) 公募方式

平成20年度第1四半期に所管公益法人との間で、公募方式で契約をしたものが3件存在する。

これらは、それぞれ当該業務の遂行に特殊な設備、技術等が必要なことから公募方式が適用されたものである。また、公募にあたっては、契約を予定する法人名は参加意思確認書の提出を求める公示には表示しないという方式に改められている。

なお、3件ともに、契約の相手方として予定されていた法人以外の者からの参加意思確認書は提出されなかった。

(ii) 企画競争

これまで競争性のない随意契約又は公募方式によって所管公益法人等と契約していた業務について、業務内容の見直しや業務の分割などを行い企画競争の拡大に取り組んでいる。これにより、平成20年度第1四半期の件数は大幅に増加している。

(iii) 競争性のない随意契約

それまで競争性のない随意契約で締結していた業務について、平成20年度第1四半期においては企画競争等競争性のある契約方式に移行していたことが確認できた。また、競争性のない随意契約の対象となっていた契約は、庁舎等の賃貸契約、特定の情報提供業務（CORINS・TECRIS情報提供業務等）等、契約の性質又は目的が競争を許さないものであることを確認した。

2) 応募要件の見直し

公募方式、企画競争の応募要件について、法人の実績要件、技術者の資格要件を見直し、民間参入の拡大を図ることが求められている。

地方整備局等において、平成20年1月以降に発注手続に着手した事案について、業務の内容に応じて応募要件を見直ししていたことが確認できた。

① 応募要件の見直しの取組

法人の実績要件については、当該地方整備局又は管内の府県・政令市発注の業務実績に限定していたものを、全国の地方整備局、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した業務の受注実績にまで拡大するとともに、技術者の資格要件については、発注者支援技術者の資格を要求していたものを、技術士、一級土木施工管理技士等の一般的な資格も認めるなどの見直しが行われていた。

また、応募要件の設定に際し、予め民間の参加可能数を確認し、特に、建設弘済会関係業務は民間参加者数が原則10社以上であることを確認していることが確認できた。

② 競争参加の状況

地方整備局等において公募方式又は企画競争により所管公益法人等と契約したのものに占める2者以上の応募があった件数の割合は、平成19年度は、11.4%であったが、平成20年度第1四半期は15.6%であり、競争への民間企業の参入状況が一定程度促進された一方、1者応募となった案件も多いという課題が残る状況となっている。

民間事業者側にも、現時点では、新規参入に慎重な姿勢を取っていることが考えられるが、競争性の一層の向上を図る観点から、応募要件等について更なる改善策を検討することが望ましい。

3) 第三者による監視体制の強化

平成19年12月18日以降に開催されたすべての地方整備局等の入札監視委員会において、工事等に物品・役務を加えたすべての契約を審議対象としていたことが確認できた。

また、契約手続への参加者が1者のみであった案件についても、委員が事案を抽出し、審議していたことが確認できた。

4) 執行・監査体制の確保

① 決裁体制の強化について

随意契約によることとした理由の審査等について、すべての地方整備局等において、本局発注分については、局長等を委員とする入札契約手続運営委員会等の組織横断的な委員会において審議を経た後、契約手続が行われていた。

また、事務所発注分については、すべての地方整備局等において、事務所入札契約手続運営委員会において審議を行った上で契約手続を行っており、一部の地方整備局では、本局の技術委員会等による審議も併せて行っているところがあった。

② 内部会計監査の重点実施について

公益法人との随意契約理由については、本省会計課による内部会計監査がすべての地方整備局等に対して実施されている。

また、一部の地方整備局においては、独自に内部会計監査、一般監査、項目として取り上げている。

2. 提示意見

ア 地方整備局等においては、研修、講習会等により発注者綱紀保持規程の周知徹底等コンプライアンスの強化に努めるとともにその取組をホームページ等を通じて広く国民にも伝える取組をしているところであるが、入札契約手続における不正行為防止の更なる徹底を図るためには、引き続き参考事例の追加等によるテキスト・マニュアルの充実、イントラネットの活用等取組内容の充実に努めること。

3. 推奨事例

(1) 公共工事における入札契約事務に係る不正行為防止対策に関する事項

① 東北地方整備局のコンプライアンスの徹底に関する取組

○イントラネットの活用によるコンプライアンスe・ラーニングの実施

イントラネットを活用し、職員が、職場で、いつでもサービス・倫理・官製談合防止法に関する学習を一定のカリキュラムに基づき受講できる「コンプライアンスe・ラーニング」を実施している。

職員誰もが自己の都合のよい時間に、遠隔地であっても学習に参加できる仕組みであり、これまでに約1,800人（職員の約6割）が受講している。

○倫理法・倫理規程セルフチェックシート

全職員対象に「倫理法・倫理規程セルフチェックシート等」を配布し、倫理法等に対する認識を自己確認させている。これまでに約3,000人とほぼすべての職員からその解答結果を得ており、これを集計分析した上で、部長会議において報告されている。

Ⅱ. 公共工事の品質確保に係る取組の状況

1. 報 告

(1) 総 論

地方整備局等においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律、同法に基づく基本方針及び関連通達等に従い、技術的能力・技術提案に関する審査をはじめとする公共工事の品質確保に係る施策が推進されていることを踏まえ、①発注関係事務の適切な実施、②技術的能力の審査の実施、③技術提案に関する審査・評価の実施、④中立かつ公正な審査・評価の確保、⑤工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価、⑥発注関係事務の環境整備、⑦調査・設計の品質確保、⑧発注機関係事務を適切に実施することができる者の活用に関し、その取組状況について監察を実施した。

その結果、地方整備局等においては、各項目とも概ね適切に取り組みられていたものの、総合評価方式による工事において採用した技術提案の契約上の位置付けがなされていないものがある、配置予定技術者へのヒアリングの実績がないところがある、プロポーザル方式による業務において採用した技術提案が特記仕様書に反映されていないものがあるなど、改善すべき点も見られた。

(2) 発注関係事務の適切な実施に係る事項（建設工事）

1) 総合評価方式の拡充

総合評価方式の適用工事については、全ての地方整備局等で適用に関する内規を定めており、発注実績も、北海道開発局の金額ベース（87%）を除いて、「平成19年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」に掲げた数値（全工事発注件数の6割相当以上、全工事発注金額の9割相当以上）を満たしていた。

2) 極端な低価格による受注の排除

「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」及び「緊急公共工事品質確保対策について」に書かれた対策については、全ての地方整備局等において、通達に基づき、又は通達よりも予定価格や工種等による実施対象の範囲を拡大して実施されていた。

工事コスト調査の内訳及び重点調査における資料等との整合性等についての分析結果の公表について、平成19年度末までに工事を完了した低入札工事11件のうち公表のあったものは5件であった（平成21年1月末時点）。

(3) 技術的能力の審査の実施に係る事項（建設工事）

配置予定技術者に対するヒアリングについては、ヒアリングの実施対象の基準を定め、それに従い実施しているところ、工事毎にヒアリングの必要性を判断し実施しているところ、ヒアリングの実績がないところがあった。

また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に関して、工事成績評定結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には競争参加を認めないことについては、北陸地方整備局の一部と沖縄総合事務局開発建設部を除いて実施されており、一定の評点に満たない実績は経験と認めないことについては全ての地方整備局等において実施されていた。

(4) 技術提案に関する審査・評価の実施に係る事項（建設工事）

1) 技術提案の求め方

総合評価方式の類型の選定や評価項目・設定等については、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」等に基づき、地方整備局等毎に統一的な方針のもと運用されていた。

加算方式の適用については、平成18年度はいずれの地方整備局等にも実績がなかったが、平成19年度にはそれぞれ1～4件の実績があった。

2) 技術提案の改善

技術提案の改善を求めた場合又は改善提案を受けた場合の技術提案の改善の過程については、概ね適切に公表されていた。なお、北海道開発局においては公表が遅れている案件が1件あったが、今回の現地監察後に公表された。

3) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の学識経験者の意見聴取

高度技術提案型総合評価方式での発注実績のあった地方整備局等（沖縄総合事務局開発建設部は発注実績なし）においては、技術提案の審査に当たり総合評価委員会等を活用し学識経験者への意見聴取が適切に行われていた。

4) 技術提案の適切な実施

技術提案の評価の方法や内容については、全ての地方整備局等において入札公告時に入札説明書により公表されており、評価結果については、全ての地方整備局等において落札者決定後に公表されていた。

落札者決定に反映された技術提案の履行を確保するための措置に係る契約上の取決めについては、近畿以外の地方整備局等では、契約書、特記仕様書等の契約図書において当該措置が位置付けられていた。なお、近畿地方整備局では、入札説明書に「技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。」と記載されるにとどまっている事例が見られた。

落札者決定に反映された技術提案の落札者の決定に反映された技術提案が履行されなかった場合の措置については、全ての地方整備局等において、工事成績評定の減点を行うことを入札説明書に記載しているものの、契約金額

の減額、損害賠償等の措置については記載されていない事例が見られた。

(5) 中立かつ公正な審査・評価の確保に係る事項（建設工事）

総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めるに当たっての学識経験者からの意見聴取については、全ての地方整備局等において、総合評価委員会等を設置し意見を聴取していた。

個別工事の評価方法や落札者の決定に係る評価結果に関する学識経験者からの意見聴取については、全ての地方整備局等において、全件又は抽出した案件について詳細に説明し意見を聴取していた。対象案件の抽出方法や意見聴取の時期の考え方については、それぞれ工夫しながら運用されていた。また、北海道を除く地方整備局等においては、評価結果に係る意見聴取時には応募者名をマスキング等で秘匿することにより、技術提案で示された内容以外の情報を排除した上での意見を聴取する工夫も行われていた。

入札及び契約の過程に関する苦情については、全ての地方整備局等において入札監視委員会を活用して、中立かつ公正な再苦情処理の体制を整えていた。

(6) 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に係る事項（建設工事）

1) 監督・検査・技術検査の適切な実施

全ての地方整備局等において、要領、技術基準等に基づいて監督・検査・技術検査を行っていた。

2) 工事成績評定の評定項目の標準化の取組

国と地方公共団体との評定項目の標準化については、沖縄を除く地方整備局等において、小規模工事で工事成績評定を行うことができるように作成した「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」の整備局ホームページへの掲載、ブロック単位で設立された国と地方公共団体等を構成員とする協議会での活動、直轄工事の検査への県・市町村職員の臨場立会等何らかの取組が実施済みあるいは実施中であった。

(7) 発注関係事務の環境整備に係る事項（建設工事）

1) データベースの構築・活用

工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料については、全ての地方整備局等において、独自のデータベースを構築していた。これらのデータベースは、CORINSのデータを利用しているが、業者情報、契約情報のほか、検査内容、工事成績、技術者情報等を含んでいる。

データベースの相互利用については、東北地方整備局及び中部地方整備局における事例（推奨事例参照）を除くと、相互利用に係る取組を実施してい

るところはは見られず、今後、相互利用に向けた検討が期待される。

2) 民間の技術開発の促進

民間からの技術情報の収集については、全ての地方整備局等において、「新技術情報提供システム（NETIS）」を活用して実施していた。

技術の評価については、沖縄を除く地方整備局等において、「新技術活用評価会議」を設置するなどして実施していた。

新技術の公共事業等への活用については、全ての地方整備局等において、工事成績評定で加算対象とすることなどを通じて取り組んでいた。

3) 補助事業等における公共工事の品質確保

地方公共団体発注の公共工事の品質確保に関する総合評価方式の実施等の取組の費用に対して測量及び試験費による支弁が可能であることの周知については、全ての地方整備局等において、通知の発出やブロック毎の国と地方公共団体等を構成員とする協議会や補助事業担当者会議等の場での説明が行われていた。

補助事業等における公共工事の品質確保に関する取組状況の確認については、近畿地方整備局の一部を除いて、補助金交付申請時等に実施していた。

(8) 調査・設計の品質確保に関する事項

1) 入札及び契約の方式

公共事業に係る設計コンサルタント業務については、主としてプロポーザル方式と価格競争入札方式の2つの方式で発注されているが、平成19年度に試行的取組として沖縄を除く地方整備局等において総合評価方式による発注が計23件実施され、平成20年度には同方式による発注件数・金額が増加しており、積極的に総合評価方式が導入されていた。

なお、平成20年9月に「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（暫定版）」が地方整備局等に周知されており、プロポーザル方式に加え、総合評価方式の本格的導入など多様な入札及び契約の方式に向けた取組が行われていた。

2) 技術提案の契約上の措置

プロポーザル方式による業務については、特定された技術提案の内容について当該業務の特記仕様書に明記するものとされているが、北海道、東北、北陸、近畿及び中国の地方整備局等においては、それを実施していない事例が見られた。（なお、中国地方整備局では、平成21年4月1日以降契約する業務から技術提案を特記仕様書へ反映し、その履行の担保を契約書に明記するように改める措置がなされていた。）

総合評価方式による業務については、中部地方整備局及び中国地方整備局において、平成19年度試行業務で契約図書に技術提案内容の履行を明記し

ていない事例が見られたが、両整備局とも既に改善が図られていた。

(9) 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

1) 地方公共団体への支援

発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成については、北海道、東北、北陸、中部、中国、四国及び九州の地方整備局等において自ら実施する研修に地方公共団体職員の参加を受け入れているほか、講演会・勉強会を開催するなど幅広く地方公共団体を支援していた。

また、関東地方整備局において本局契約課内に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に関する窓口を設けているほか、多くの地方整備局において地方公共団体が実施する総合評価委員会に委員として地方整備局等職員が参画するなど、多様な取組が行われていた。

2) 地方公共団体への情報提供と地方公共団体からの情報収集

発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供については、東北地方整備局における総合評価方式の導入に向けた地方公共団体へのキャラバン活動のほか、各ブロック単位の発注者で構成された協議会等の活用、ホームページでの幅広い情報提供等に積極的に取り組んでいた。

3) 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

発注者による発注関係事務を適切に行うことができる条件を備えた者の選定については、全ての地方整備局等において、学識経験者として技術提案の審議を行うことができる者を認定する制度や発注補助業務を適切に行うことができる技術者を認定する制度等を導入し、地方公共団体がこれら技術者を活用できるように支援していた。

2. 提示意見

ア 総合評価方式の適用に当たっては、基本方針を踏まえ、落札者の決定に反映された技術提案の履行を確保するための措置に係る契約上の取決めを契約書等の契約図書上に明確に位置付けること。

イ 総合評価方式の適用に当たっては、基本方針及び総合評価方式の実施に係る関連通達を踏まえ、落札者の決定に反映された技術提案が履行できなかった場合に契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書等において明らかにし、契約書に記載すること。

ウ 建設コンサルタント業務等をプロポーザル方式で発注する場合には、特定された技術提案の内容を、当該業務の特記仕様書に明記すること。

エ 総合評価方式により発注する工事の技術審査に際して行う配置予定技術者へのヒアリングについて、必要な工事に対して適切にヒアリングを実施すること。

3. 推奨事例

(1) 総合評価方式普及のための取組

① 評価項目の標準化

- ・ 中国地方整備局では、国と地方公共団体との評価項目の標準化に向けて作成した「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」を「自治体版工事成績評価システム」と名付け、平成17年10月から地方公共団体に対して試行を促しており、平成19年度には管内の70%の市町村が同システムを導入している。

② 工事成績評価等データベースの相互利用

- ・ 東北地方整備局では、毎年度、管内各県に同局発注工事に係る工事成績評価点を含む工事データを電子媒体により提供し、各県での建設工事入札参加者の施工能力審査への活用に使っている。
- ・ 中部地方整備局では、「工事成績データ抽出システム（中部地整版）」として、同局及び同局管内地方公共団体が発注した工事に係る工事成績評価点をCD-Rに収録して入札参加者の技術審査における技術力評価の資料として参加地方公共団体に配布している。

③ 補助事業等における取組の促進

- ・ 北海道、関東、中部、中国、九州及び沖縄の地方整備局等では、補助事業等における公共工事の品質確保に関する取組状況の確認結果をホームページに掲載している。

(2) 公共工事における技術的課題の公表による新技術開発の促進

- ・ 近畿地方整備局では、新技術による解決が求められる公共工事に係る65の技術的課題（新技術開発ニーズ）を公表し、産学によるニーズにマッチした新技術の開発を促す取組を行っている。また、このうちの24の技術的課題については、大学等の研究機関より新技術に応用可能な研究成果（シーズ）を公募し、適切と判断された10のシーズについては整備局と当該機関とが共同で研究会を設立し、積極的に研究開発に取り組んでいる。

Ⅲ. 随意契約の適正化及び業務運営方法の見直しに関する取組の状況

1. 報 告

(1) 総 論

平成19年11月2日、「随意契約の適正化の一層の推進について」が決定され、①「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底、②監視体制の充実強化、③随意契約の適正化のための政府のフォローアップ体制の3点についての取組を迅速かつ適切に実施することとされた。

また、最近の公務員に対する国民の信頼を損なうような事案が数多く指摘されていることを踏まえ、内閣総理大臣及び内閣官房長官より、緊張感を持って省務に取り組むとともに、業務運営の方法を見直すなど国民の目線に立った仕事を行うようにとの指示があり、これを受け、事務次官から、業務運営の方法の見直し等についての指導が職員に対してなされた。

以上を踏まえ、公共工事以外の分野についても、随意契約の適正化について、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、中国運輸局及び四国運輸局の5地方運輸局(以下「監察対象運輸局」という。)を対象に①随意契約見直し計画の厳正な実施の徹底について、②監視体制の充実強化について監察した。また、併せて業務運営方法の見直しについても、①文書管理の適正化について、②部内報告等のあり方について監察した。

(2) 随意契約の適正化に係る事項

1) 随意契約見直し計画の厳正な実施の徹底について

① 随意契約の状況

随意契約見直し計画では、真にやむを得ないもの以外は、一般競争入札又は競争性のある随意契約により契約を締結することが求められているところ、一般競争入札又は随意契約でも企画競争あるいは公募方式による競争性のある方法による契約の件数が大半を占めており、競争入札等による契約は、平成19年度、20年度(第1四半期)は、それぞれ件数で81.2%、85.4%また金額ではそれぞれ81.8%、85.3%となっている。

一方、競争性のない随意契約の件数が契約の全件数に占める割合は平成19年度においては18.2%、平成20年度第1四半期においては14.7%となっており、これらの随意契約はすべて、水道料金や後納郵便、不落不調による随意契約といった契約の性質又は目的が競争を許さない等、真にやむを得ないものであることから、随意契約見直し計画の厳格な実施の徹底が実践されているものと判断される。

② 適切な応募条件の設定

制限的な応募条件の設定については、監察対象運輸局において、企画競争に係る説明書等の点検を実施し、同説明書等の中に制限的な応募要件を設定していなかったかどうかの点検を行ったが、いずれも、応募要件としては指名停止を受けている期間でないこと等があるのみであり、実績要件等の制限的な応募要件を設定しているところはなかった。

③ 決裁体制強化の状況

北海道運輸局、関東運輸局、中国運輸局及び四国運輸局においては、随意契約を行う際には、随意契約によることとした理由等についての審査・決裁を、従来は契約を発注する立場の原部の部長及び会計課長を経由するのみであったのを、公益法人を所管する総務課長、さらには総務部長を経由する等の措置を講じ、随契理由の審査体制の充実・決裁体制の強化が図られていた。

また、東北運輸局では、監察官による現地監察の指摘を受けて、随意契約によることとした理由等についての審査・決裁を従来は原部の部長及び会計課長を経由することにとどまっていたのを、平成20年8月からは決裁が総務課長も経由することと改められた。

④ 電子入札による透明性の確保

監察対象運輸局においては、電子入札のためのシステムが導入され、ほとんどの競争入札に関して電子入札方式による入札が既の実施されているところである。また、電子入札方式による入札の実施率を向上させるため、事業者に対し、パンフレット配布、口頭周知などにより、電子入札方式による入札への参加についてのPRも実施していた。

2) 監視体制の充実強化について

① 入札監視委員会の審議状況

監察対象運輸局においては、平成13年度に「入札監視委員会の設置及び運営に関する達」等の関係規程を制定し、入札監視委員会を、年1～2回の頻度で開催を行っている。

また、監察対象運輸局において、入札監視委員会の審議対象に物品・役務を追加し、平成19年度に開催された入札監視委員会から物品・役務を含めた審査を行っていた。

さらに、1者応札に関して重点的に監視するための措置状況については、北海道運輸局及び東北運輸局において、「入札監視委員会の設置及び運営に関する達」を改正し、応募者が1者のみであった案件について審議の対象としている。一方、関東、中国、四国運輸局においては、入札監視委員会の設

置及び運営に関する達の改正は行ってはいないものの、委員による案件の抽出に当たって、応札者（応募者）が1者しかないものが含まれるよう依頼していた。

② 入札監視委員会の審議の概要の公表状況

中国運輸局においては、平成17年度に開催された入札監視委員会から、北海道運輸局、関東運輸局及び四国運輸局においては、平成19年度に開催された入札監視委員会より各運輸局のホームページにおいて入札監視委員会の審議の概要を公表していた。東北運輸局においては、議事録を閲覧できるようにしているが、監察官による現地監察の指摘を受けて平成20年9月24日に開催された委員会以降は、その審議の概要をホームページに掲載している。

（3）業務運営方法の見直しについて

1）文書管理の適正化について

監察対象運輸局の本局において現地監察を実施し、文書管理簿の確認、書庫等の管理の状況を現認したが、「地方運輸局文書管理規則」の諸規定に基づき、文書管理簿が作成、備え付けられるとともに、書庫等に文書が分類して保存されていたことを確認した。

しかしながら、関東運輸局と四国運輸局所管内の運輸支局において、文書廃棄作業の不注意、文書保存期間の認識欠如等により、自動車重量税納付書の保管期限内の廃棄処分がなされていたことが発覚した。これを受けて自動車交通局長通達「自動車登録・検査申請に係る行政文書の適正な管理の徹底について」（平成20年10月21日）が発出され、これを受けて両局は、管内の運輸支局に対して文書の適正な管理の徹底を指導した。

2）部内報告等のあり方

「国土交通省における綱紀の粛正及び業務運営方法の見直しについて」の事務次官通達（平成19年10月29日）では、「国民の生命・財産に関わるなど重要な情報が責任ある幹部までの確に共有されよう」部内報告等のあり方についても改めて点検することとされている。

監察対象運輸局においては、自然・事故災害に関する防災業務計画等を作成し、局長、次長、総務部長から各運輸支局までの情報連絡網、事業者や関係機関との情報連絡網を整備している。これら連絡網については、メンバーの変更時などに適宜、連絡網の点検・検討を行い連絡体制が機能するようにしていた。また、連絡体制が適切に機能し、監察対象運輸局が防災時に適切に対処できるよう、9月1日の防災の日前後などに毎年1回以上の防災訓練

を行っていた。

さらに、監察対象運輸局においては、鉄道テロやバスジャック等の事件が発生した場合又は発生する恐れが強いと認められる旨の連絡を受けた際の対応として、「防災業務計画」の情報連絡体制等の活用や「事件等対策要綱」を別途定めることにより、情報連絡体制の整備、対策本部の設置など迅速かつ総合的な対応ができる体制の整備を行っている。

2. 提示意見

ア 各地方運輸局及び各運輸支局においては、文書の保存期間等の周知徹底、廃棄文書及び保存文書の確認等により引き続き文書管理の徹底に努めること。

3. 推奨事例

(1) 事件等発生に備えた訓練

北海道運輸局及び東北運輸局においては、総合防災訓練のほかに、それぞれ北海道運輸局事件等対策要綱及び東北運輸局重大事故・事件対策要綱に基づいて、鉄道等テロ対策訓練を行った。北海道運輸局はJR北海道及び札幌市交通局等と連携して平成20年3月に、東北運輸局はJR東日本及び仙台市交通局等と連携して同5月～6月に、テロ発生・終結等事態の進展に応じた情報について局内・事業者・本省・警察や消防間での情報伝達、初動対応における事故対策本部の設置等の訓練を実施した。これにより両局は、迅速かつ的確な情報伝達ができるか、適切な初動対応ができるか等を検証した。